

情報公開規程

(目 的)

第1条 この規程は、株式会社南阿蘇ケアサービス（以下「当会社」という。）が保有する情報の公開に関し必要な事項を定め、当会社の公正で透明性のある運営を推進することにより、当会社が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を確立することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、「文書」とは、当会社の組織または職務等に関する内容のものであって、職務上作成または取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録等で、決裁等の手続きが完了して保存管理をしているものをいう。

(公開する文書)

第3条 当会社は、次に掲げる情報について、公開を行う。

- (1) 定款その他内規
- (2) 事業概要、事業計画書
- (3) 事業報告書
- (4) その他代表取締役が特に認めたもの

2 当会社は、前項に掲げる情報について、常に最新のものを提供するよう努めるものとする。

(当会社の責務)

第4条 当会社は、当会社の保有する情報の積極的な公開に努めなければならない。

2 当会社は、この規程の解釈及び運用にあたっては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮を行わなければならない。

(利用者の責務)

第5条 文書の開示を申し出ようとするものは、この規程の定めるところにより、適正な申出に努めるとともに、文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(文書開示の申出者)

第6条 何人もこの規程に定めるところにより、当会社に対して文書の開示を申し出ることができる。

(文書の開示)

第7条 当社は、文書開示の申出に係る文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示申出者に対し、開示決定通知書（様式第2号）により開示するものとする。

- (1) 法令及び条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（以下「個人情報」という。）で特定の個人を識別することができる情報、また特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報。
- (3) 公にすることにより、人の生命、身体、財産または社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報
- (4) 当社の内部または当社と他団体との間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、意見交換または意思決定、特定の者に利益を与えまたは不利益を及ぼすおそれがある情報。
- (5) 当社が行う事務または事業に関する情報であって、次に掲げるもの。
 - ① 事務または事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。
 - ② 調査または検査あるいは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるもの、また、違法または不当な行為を容易にし、その発見を困難にするおそれがあるもの。
 - ③ 会議に係る資料、議決事項、会議録等の情報であって、公開することにより、会議の公正または適正な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるもの。
 - ④ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、当社の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害し、もしくは特定の者に不当な利益または不利益を生じさせるおそれがあるもの。
 - ⑤ 公にすることにより当社における適正な人事管理の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの。
 - ⑥ その他理事長が特に認めたもの。

(開示決定等の期限)

第8条 開示決定等は、開示申出があった日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。

2 当社は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないと認められる場合には、開示決定等の期限を延長することができる。ただし、期限の延長に際しては、事前に開示申出者にその理由を付し、承諾を求めなければならない。

3 開示申出者の承諾があった場合は、開示決定等期間延長通知書（様式第5号）により、

開示申出者に通知をするものとする。

- 4 開示決定等の期限の延長を行う場合、延長期限は、開示申出者の承諾の日の翌日から起算して14日以内を限度とする。

(補 則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、代表取締役が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。